



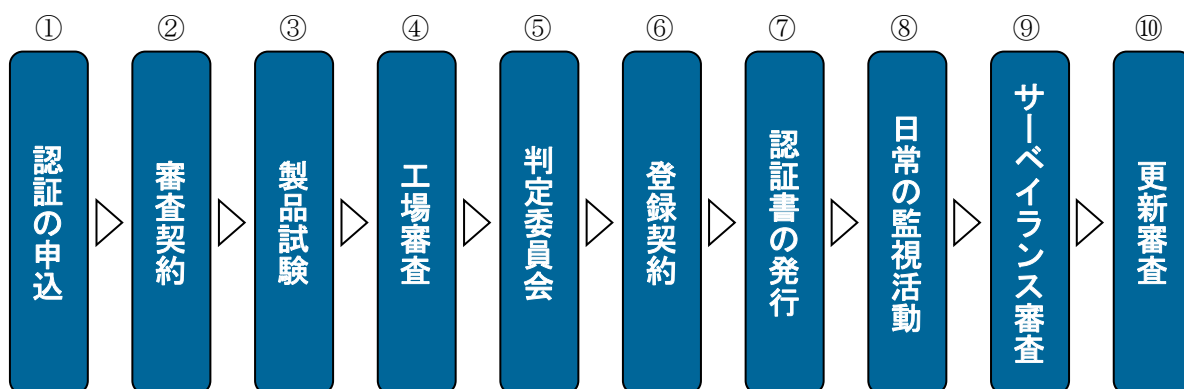
EV/PHEV 用 AC 普通充電器製品認証 認証ガイド

2022 年 4 月 1 日発行

JARI-RB

一般財団法人 日本自動車研究所
認証センター

EV/PHEV 用 AC 普通充電器の認証手順



■ 審査登録の流れ

- ① 申請書類を添えて製品認証を申し込みください。
- ② JARI-RB と申請者との間で審査契約を締結します。
- ③～④ 初回審査として、製品試験及び工場審査を実施し、認証基準への適合性を審査します。
- ⑤ 判定委員会において審査結果の適切性を判定し、製品の登録の可否を決定します。
- ⑥ 製品の登録が決定した場合、JARI-RB と申請者との間で登録契約を締結します。
- ⑦ JARI-RB は、認証書及び認証マークを発行します。認証取得者には、出荷する製品に認証マークを表示して頂きます。
- ⑧ JARI-RB は認証取得者の製品が認証基準に適合しているか、日常的な監視活動を行います。
- ⑨ 製品の認証基準への適合性を確認するため、1年に1回のサーベイランス審査を受けて頂きます。
- ⑩ 認証の有効期限は登録から3年間です。期限の延長を希望する場合、更新審査を受けて頂きます。

EV/PHEV 用 AC 普通充電器製品認証 認証ガイド

1. 製品認証制度の目的

本製品認証制度は、EV/PHEV 用 AC 普通充電器の製品取引および使用における信頼・安心を提供するとともに、安心・安全に電動車両を使用する環境を構築することを目的とした制度です。一般財団法人 日本自動車研究所 認証センター(JARI-RB)は、申請者が製造するEV/PHEV 用 AC 普通充電器について、認証基準に定める要求事項への適合性を審査し、すべての要求事項を満足する製品に対して認証基準への適合性を証明する認証マークを発行します。

2. 製品認証の適用範囲および認証基準、有効期間

2.1 適用範囲

本製品認証の適用範囲は、以下の製品とします。

■ EV/PHEV 用 AC 普通充電器

(配電網に接続した場合に最大 250V30A の単相交流標準電源で電気自動車を充電し、さらに必要に応じて車上の付加的サービスにも電力を供給する非車載形の給電装置)

なお、充電モードに関しては、IEC61851-1 に規定されるモード 2 充電及びモード 3 充電の装置を対象とします。

2.2 認証基準

認証基準は、以下の通りとします。

■ JARI A 0001:2014 EV/PHEV 用 AC 普通充電器製品認証基準

2.3 認証の有効期間

認証の有効期間は初回登録日及び更新登録日から 3 年間とします。

3. 認証の申請

3.1 申請の単位

申請の単位は、製品の型式毎とします。

ただし、設計仕様及び構造仕様、製造方法がほぼ同じであると判断できる製品^(※)については、複数の型式をまとめて 1 つの申請とすることが可能です。

型式の追加についても同様です。(12 項「製品及び認証範囲の変更の届出」を参照)

具体的な取り扱いは、申請者をご相談の上で決定させていただきます。

(※)製品間の違いがケーブル長やユーザの利便性向上を目的としたオプション(データ通

信機能、ユーザ認証機能、非常停止ボタン、課金機能、計量機能など)の有無、認証基準への適合性に影響しない色の違いや付属物の有無等である、等

3.2 申請者の条件

本認証制度の申請者は、日本の法人格を有する製造事業者、又は輸入事業者、又は販売事業者であり、16項に定めた認証取得者の義務を果たすことができることとします。

ただし、申請者が認証対象製品の設計・製造を他社に委託している場合は、下記を条件に申請を行うことができます。この場合、審査は申請者と委託会社が一体で受けるものとします。

- 1) 「EV/PHEV 用 AC 普通充電器の製造および品質管理に関する委託契約書」が締結されていること
- 2) 申請者と委託工場の品質管理体制が一体となっており、責任体制の区分が明確になっていること

3.3 申請に関する問い合わせ・相談

申請にあたっての問い合わせや相談は、JARI-RBの事業部が受け付けます。JARI-RBは、下記の資料を提供するとともに、製品認証の内容と手順及び料金等について説明し、製品認証について両者に誤解が生じないように努めます。

- 1) JARI A 0001:2014 EV/PHEV 用 AC 普通充電器製品認証基準
- 2) EV/PHEV 用 AC 普通充電器製品認証 認証ガイド (本文書)
- 3) 製品認証申請書等一式
- 4) 製品認証料金表

3.4 申請の受付

a) 製品認証の取得を希望する申請者は、以下の申請書類に必要事項をご記入の上、資料を添付して JARI-RB に申し込みください。

- 1) ARMS606101-01 充電器製品認証申請書
- 2) ARMS606101-02 製造工場所在地一覧表
- 3) 製造工場が別法人の場合は、審査に対応し、必要な情報を提供することの合意を含めた品質管理に関わる申請者との間で締結された契約書
- 4) ARMS606101-03 充電器認証調査票
- 5) ARMS606101-04 技術仕様申告書
- 6) ARMS606101-05 技術情報図書資料申告書

b) 申請書を提出頂きましたら、JARI-RB より「製品認証料金表」に定める申込料金の請求書をお送りします。所定の期日までに申込料金を納付してください。

c) 申請書の提出と申込料金の納付の両方をもって申請の受付完了といたします。

3.5 審査の条件

- a) JARI-RB は、認証の申請を公平に受け入れますが、次の場合には審査業務の実施を拒否又は保留とする場合があります。
 - 1) JARI-RB が定めた期日までに審査費用の支払いが行われない場合
 - 2) 申請者の工場が所在する国や地域に対し、外務省より安全又は感染症に関する危険情報等が出されている場合
 - 3) その他、正当な理由により JARI-RB が判断した場合
- b) 審査に用いる言語は全て日本語とします。通訳が必要な場合、JARI-RB が通訳を手配し、申請者に費用を請求します。
- c) 必要な場合には、文書及び記録の日本語訳を求めることがあります。

4. 審査契約

- a) JARI-RB は、申請者との審査契約にもとづき、製品の初回審査を実施します。
- b) 初回製品試験及び初回工場審査に要する費用及び交通費等について、申請者に請求書を発行します。
- c) 申請者は定められた期限までに審査費用を納付してください。

5. 初回審査

5.1 審査の準備

- a) JARI-RB は審査の実施にあたり、申請者との間で審査日程等の調整を行いません。
- b) JARI-RB は、審査日程の調整結果に基づき初回審査計画書を作成し、申請者に提示します。
- c) また、登録された審査要員の中から利害関係のない担当審査員を選任し、申請者に同意を頂きます。

5.2 初回製品試験の実施

- a) 初回製品試験では、申請された製品が JARI-RB の認証基準に適合しているかどうかを評価します。
- b) 試験用製品のサンプリングは JARI-RB が実施し、その個数は試験の実施に必要な個数とします。
- c) 試験用製品は量産品を原則としますが、JARI-RB が適切と判断した場合には、量産品相当と認められる製品とします。
- d) 製品試験は原則として JARI において実施しますが、試験の一部を JARI-RB が定めた下請負試験所に委託する場合があります。
- e) 初回製品試験の結果、製品の要求事項への不適合が発生した場合、審査要員は不適合の内容を「審査所見書」により申請者に伝達します。

- f) 申請者は、指摘を受けた不適合については是正処置を行い、「是正処置回答書」にその結果を記載して JARI-RB に提出して頂きます。
- g) JARI-RB の審査要員は、申請者から提出された「是正処置回答書」により、是正処置が適切であることを確認します。また、是正処置結果の確認試験を行い、製品が JARI-RB の認証基準に適合していることを確認します。

5.3 初回工場審査の実施

- a) 初回工場審査では、申請者の充電器に関する品質マネジメントシステムが要求事項に沿って構築され、適切に運用されていることを JARI-RB の審査要員が確認します。工場審査の流れは以下のようになります。
 - ①オープニングミーティング（相互の紹介。審査の説明）
 - ②充電器認証調査票の記載内容の確認
 - ③要求事項の遵守状況の全体的な確認
 - ④現場での確認（工程・原材料・チェックシート等の運用状況・出荷検査状況・校正機器の確認等）
 - ⑤審査員による審査所見書の作成
 - ⑥クロージングミーティング（結果の説明。所見書への署名）
- b) 申請者が ISO9001 認証を取得している場合^(※)、工場審査の一部項目（JARI A 0401:2014 「EV/PHEV 用 AC 普通充電器工場審査・品質マネジメントシステム要求事項」の 2.3、2.4、2.6、6.1、6.2、6.3、6.6 項）の審査はその認証結果を活用することが可能です。
^(※) 申請者の充電器の設計・製造に関わる全ての部門（製造工場を含む）が ISO9001 の認証を取得している必要があります。
- c) 審査において不適合事項が検出された場合、審査要員は「審査所見書」及び「不適合指摘書」によりその内容と是正期限を伝達し、十分に理解を得た上で是正処置を要求します。
- d) 申請者は、指摘を受けた不適合については是正処置を行い、「是正処置回答書」にその結果を記載して JARI-RB に提出して頂きます。
- e) JARI-RB の審査要員は、申請者から提出された「是正処置回答書」により、是正処置が適切であることを確認します。必要な場合、工場での臨時審査を行い、是正処置の状況を確認します。
- f) 是正処置の内容の確認は 2 度までとします。是正処置の内容が 2 度の確認でも承認できない場合、あるいは 2 カ月を超えても完了しない場合は不合格とし、その時点で審査を打ち切ります。

5.4 審査報告書の作成

JARI-RB は、全ての試験並びに審査の完了後、審査結果を「審査報告書」にまとめます。申請者には事前に内容を確認して頂き、その後に正式に発行します。

5.5 登録の決定

製品の登録の可否は、第三者により構成される判定委員会において審議され、その答申を受けて、JARI-RB 上級経営管理者が登録を決定します。

6. 登録契約

- a) 製品の登録の決定後、JARI-RB は申請者に審査結果を通知し、登録契約を締結します。
- b) JARI-RB は、審査費用の請求書を発行しますので、定められた期限までに審査費用を納付してください。
- c) JARI-RB は、製品を「登録台帳」に掲載するとともに、ホームページ等で製品の登録を公表します。

7. 認証書及び認証マーク

7.1 認証書及び認証マークの発行

上級経営管理者は、登録契約の締結後、認証書および認証マークを発行します。

7.2 認証マークの表示

- a) 認証取得者は、認証対象製品を製造、出荷する場合、認証基準に適合している製品に認証マークを貼付するものとします。
- b) 認証マークは、「認証マーク発行申請書」に必要事項を記入し、JARI-RB に発行依頼を行うものとします。
- c) JARI-RB は依頼のあった枚数の認証マークを発行します。同時に認証マーク使用料の請求書をお送りしますので、定められた期限までに認証マーク使用料を納付してください。

7.3 認証マーク貼付実績報告

認証取得者は、JARI-RB から発行された認証マークを表示した製品の月毎の出荷台数を製品の型式毎に記録し、年に1度（毎年1月）に JARI-RB に報告をお願いします。

8. 日常的な監視活動

- a) JARI-RB は、認証した製品の認証基準への適合性に関して日常的な監視活動を行います。日常的な監視活動には、以下を含みます。
 - 1) 組織からの製品の設計変更又は品質管理体制の変更に関する報告に対する照会・調査
 - 2) JARI-RB が受領した製品への苦情あるいはメディア等により報道された製品の事故等の情報に関する認証取得者への照会・調査

- 3) 必要な場合、試買品による適合性検査
- b) 監視活動の結果、審査が必要と判断される場合、JARI-RB は“臨時審査”を実施し、製品の認証基準への適合性を確認します。

9. サーベイランス審査

サーベイランス審査は、登録された製品が認証基準に継続して適合していることを、JARI-RB が定期的に確認するために実施するものです。認証取得者は、1年に1回のサーベイランス審査を受ける必要があります。サーベイランス審査では、原則として工場審査のみ実施します。

9.1 審査の準備

- a) JARI-RB は、サーベイランス審査の実施時期の3ヶ月前までに、サーベイランス審査の実施について連絡します。
- b) また、登録された審査要員の中から利害関係のない担当審査員を選任し、認証取得者に同意を頂きます。
- c) 審査に必要な文書類は、審査の1.5ヶ月前までに送付して頂きます。
- d) JARI-RB は、サーベイランス審査の審査計画書を作成し、審査の1ヶ月前までに認証取得者に提示します。

9.2 審査方法

工場審査の内容は、基本的に初回審査に準じますが、初回審査に以下の項目が付加されます。

- 1) 前回審査で特定された不適合に関して実施された是正処置の内容のレビュー及び有効性の確認
- 2) 認証の登録事項及び認証範囲の変更状況の確認
- 3) 苦情の受理及び処理状況の確認
- 4) 認証マーク、認証書の使用状況及び登録に関する表明の状況の確認
- 5) 設計変更及び工程変更の状況の確認
- 6) 出荷検査の状況の確認（過去の記録及び検査の状況）

9.3 審査報告書の作成

JARI-RB は、全ての試験並びに審査の完了後、審査結果を「審査報告書」にまとめます。認証取得者には事前に内容を確認して頂き、その後に正式に発行します。

9.4 登録の維持の決定

- a) 上級経営管理者は、サーベイランス審査において不適合の指摘がないこと、あった場合には是正処置が完了していることが確認された場合、審査の妥当性と適切性を判断

した上で、登録維持の決定をします。

- b) サーベイランス審査の結果、認証基準に不適合と判断される事象が検出された場合、JARI-RB は認証取得者に是正処置を求めます。また、その不適合が製品認証制度の信頼性に重大な影響があると判断した場合は、上級経営管理者は判定委員会の審議を経て、登録を一時停止します。
- c) サーベイランス審査が終了いたしましたら、審査費用の請求書をお送りしますので、定められた期日までに審査費用を納付して下さい。

10. 更新審査

JARI-RBは、認証の有効期限の3ヶ月前までに更新審査の実施予定時期を連絡します。製品認証の更新を希望される場合には、「更新審査申込書」を JARI-RB に提出して頂きます。更新審査では、製品試験と工場審査を実施し、登録製品が認証基準の全ての事項に継続して適合していることを確認します。

10.1 審査の準備

- a) JARI-RB は、更新審査申込書を受領した後、登録された審査要員の中から利害関係のない担当審査員を選任し、認証取得者に同意を頂きます。
- b) 審査に必要な文書類は、審査の1.5ヶ月前までに送付して頂きます。
- c) JARI-RB は、更新審査の審査計画書を作成し、審査の1ヶ月前までに認証取得者に提示します。

10.2 製品試験の実施

- a) 製品試験では、申請された製品が JARI-RB の認証基準に継続して適合しているかどうかを評価します。
- b) 試験用製品のサンプリングは JARI-RB が実施し、その個数は試験の実施に必要な個数とします。
- c) 試験用製品は量産品を原則とします。
- d) 製品試験は原則として JARI において実施しますが、試験の一部を JARI-RB が定めた下請負試験所に委託する場合があります。
- e) 製品試験の結果、製品の要求事項への不適合が発生した場合、審査要員は不適合の内容を「審査所見書」により認証取得者に伝達します。

10.3 工場審査の実施

- a) 工場審査の内容は、初回審査及びサーベイランス審査に準じます。認証取得者の充電器に関する品質マネジメントシステムが要求事項に沿って構築され、継続して適切に運用されていることを JARI-RB の審査要員が審査します。
- b) 審査において不適合事項が検出された場合、審査要員は「審査所見書」及び「不適合

指摘書」によりその内容と是正期限を伝達し、十分に理解を得た上で是正処置を要求します。

- c) 申請者は、指摘を受けた不適合については是正処置を行い、「是正処置回答書」にその結果を記載して JARI-RB に提出して頂きます。
- d) JARI-RB の審査要員は、申請者から提出された「是正処置回答書」により、是正処置が適切であることを確認します。必要な場合、工場での臨時審査を行い、是正処置の状況を確認します。
- e) 是正処置の内容の確認は2度までとします。是正処置の内容が2度の確認でも承認できない場合、あるいは2カ月を超えても完了しない場合は不合格とし、その時点で審査を打ち切ります。

10.4 審査報告書の作成

JARI-RB は、全ての試験並びに審査の完了後、審査結果を「審査報告書」にまとめます。申請者には事前に内容を確認して頂き、その後正式に発行します。

10.5 登録の更新の決定

- a) 登録の更新の可否は、第三者により構成される判定委員会において審議され、その答申を受けて、JARI-RB 上級経営管理者が決定します。
- b) 更新審査が終了いたしましたら、認証書とともに審査費用の請求書をお送りします。定められた期日までに審査費用を納付してください。

11. 臨時審査

JARI-RB は、登録製品が以下のいずれかの事項に該当すると判断された場合に臨時審査を行います。

- 1) 認証取得者が、認証基準への適合に影響するような製品の設計又は仕様の変更、あるいは品質管理体制の変更を行おうとする場合
- 2) 認証基準の変更により、登録された製品が基準に適合しなくなるおそれのある場合、又は品質管理体制を変更する必要がある場合
- 3) 第三者より、登録製品が認証の規格に適合しない、又は製品の品質管理体制が審査の基準に適合しない旨の申立てを受け、JARI-RB がその蓋然性が高いと判断した場合
- 4) JARI-RB が実施する日常の監視活動において、JARI-RB が受領した登録製品に対する苦情、メディアにより報道された製品の不具合等の情報等、製品の規格への適合性に対し疑問を与える可能性のある外部情報を入手した場合

12. 製品及び認証範囲の変更の届出

- a) 認証取得者は、認証された製品あるいは認証書の記載内容に変更がある場合、その変更内容を JARI-RB に事前に届け出る必要があります。
- 1) 認証取得者又は登録工場の社名、所在地を変更する場合
 - 2) 製品の型式を追加又は廃止する場合
 - 3) 認証基準への適合性に影響を与える可能性のある設計変更を行う場合
例) 届出が必要な例として、以下の部位等への変更が考えられます。
CPLT 回路及びその構成部品、漏電保護装置、開閉器、充電コネクタ及びプラグ、充電ケーブル、内部配線、EVSE 筐体 等
 - 4) 品質マネジメントシステムに関する意図した変更を行う場合
例) 例えば以下の場合が考えられます。
製造工場が変更になった。
製造ラインを大幅に変更した。等
- b) JARI-RB は、認証取得者から届け出のあった変更内容について必要と判断した場合、11 項に基づき臨時審査を実施します。ただし、2) の場合であって、設計仕様及び構造仕様、製造方法がほぼ同じであると判断できる製品型式の追加については、認証基準への適合性に問題ないと判断し、臨時審査を行わない場合があります。

13. 登録の一時停止

- a) JARI-RB は、審査要員が下記の判定をした場合、判定委員会での審議決定に従い、認証取得者に対し製品認証の効力を一定期間停止するとともに、認証マークの使用の停止を通知します。
- 1) サーベイランス審査及び更新審査、臨時審査において、製品が認証基準に適合していないと判断され、指定した期間内に是正処置が行われなかったとき
 - 2) サーベイランス審査及び更新審査、臨時審査等、製品の認証基準への適合を確認するための審査ができないとき
 - 3) 認証基準に適合しない製品が出荷されていると判断されたとき
 - 4) 認証書あるいは認証マーク、審査報告書の不適切な使用が行われたとき
 - 5) 登録された事実に関して意図的に誤解を与えるような内容の公表をしたとき
 - 6) 料金の支払いが滞ったとき
 - 7) 認証取得者が自発的に一時停止を申請したとき
 - 8) 認証取得者が、登録契約に定める通知・報告の義務を怠ったとき
- b) 登録の一時停止中は、認証マークの使用ができません。また、登録に関する広告等の宣伝行為を取りやめて頂きます。
- c) JARI-RB は、ホームページ等で登録の一時停止を公表します。
- d) 登録の一時停止の場合も審査費用は請求します。また、すでに支払われている審査費用あるいは登録・維持料金は返金いたしません。

- e) JARI-RB は、一時停止の理由となった事項に対する再評価の結果、是正処置が適切であると判断された場合、判定委員会での審議を経て、上級経営管理者は登録の一時停止を解除します。

14. 登録の取り消し

- a) JARI-RB は、審査要員が下記の判定をした場合、判定委員会での審議決定に従い、認証取得者に対し製品認証の効力を失わせるとともに、認証書を回収し、認証マークの使用の禁止を通知します。
また、必要な場合、既に認証マークを貼付している出荷済み製品について、倉庫及び市場、使用者から回収し、認証マークを除去して頂きます。
 - 1) 不正な手段により製品認証又は認証マークの使用許可を受けたとき
 - 2) 意図的に製品認証を取得した工場以外で認証品として製造・出荷したとき
 - 3) 意図的に認証書及び認証マーク、審査報告書の不適切な利用を行ったとき
 - 4) 一時停止の場合に認証取得者が行った是正処置の有効性に問題があり、同じ不適合が常態化していると判断されたとき
 - 5) JARI-RB 及び第三者認証制度に対する社会の信頼性を失墜させる行為があったとき
- b) JARI-RB は、認証取得者に対して製品認証の効力を失わせた場合、認証取得者に通知するとともに、ホームページ等で登録の取り消しを公表します。
- c) JARI-RB は認証取得者に対し、認証書を返却して頂きます。また、認証マークの使用及び登録に関する広告等の全ての宣伝行為を中止して頂きます。
- d) 認証取得者は、製品認証の取り消しに不服がある場合、異議申立てをすることができます。
- e) 認証取得者は、JARI-RB の製品認証制度に対するどのような違反や認証製品の事故に対しても、迅速かつ適切な措置を講じ、JARI-RB への報告をお願いします。

15. 登録の取り下げ

- a) 認証取得者は、登録の取り下げを希望する場合、JARI-RB に届け出るものとします。
- b) JARI-RB は、ホームページ等で登録の抹消を公表します。
- c) JARI-RB は認証取得者に対し、認証書を返却して頂きます。また、認証マークの使用及び登録に関する広告等の全ての宣伝行為を中止して頂きます。

16. 認証取得者の義務

JARI-RB は、製品の登録にあたり、認証取得者に対して次の義務を定めます。

- a) 認証取得者は、登録した製品を出荷する場合は本認証基準に常に適合した製品としなければなりません。また、生産工場を品質マネジメントシステム要求事項に適合する

よう維持管理しなければなりません。

- b) 認証マークを貼付して出荷した製品に係る事故が発生した場合、速やかに JARI-RB に届け出なければなりません。
- c) 登録製品の認証基準への適合に関連して受けた苦情、適合性に影響を及ぼす製品の不具合に関して適切な処置をとり、記録しなければなりません。また、JARI-RB が要求した場合には記録を提示しなければなりません。

17. 苦情及び異議申立て

申請者及び認証取得者は、製品認証制度の実施に関して、JARI-RB の認証プロセスに対する苦情の申し立て、認証の合否決定及び認証の取り消しに対する異議の申し立てをすることができます。

- a) 苦情又は異議の申立ては、申立ての事由が発生した日から 45 日以内に、その申立ての根拠を添えて文書で JARI-RB に提出してください。
- b) JARI-RB は、苦情又は異議申立てを行うことを妨げることはありません。
- c) JARI-RB は、苦情に対して、その内容を調査し、必要がある場合には是正処置を決定し、申立て者に回答します。
- d) JARI-RB は、申立て者が前項の苦情に対する回答に不服がある場合、及び異議申立てに対し、その内容を調査し、運営委員会での審議により是正処置等を決定し、申立て者に回答します。
- e) 苦情又は異議申立てに対してどのような決定がなされようとも、JARI-RB は申立て者に対して苦情及び異議申立てを理由とした差別的な対応を行うことはありません。

18. 認証基準の変更

JARI-RB は、認証基準を変更する場合があります。その際には、以下の事項を実施します。

- a) 申請者及び認証取得者に対して、十分な移行期間を設けます。
- b) 認証取得者には移行期間内に認証基準の変更に対応して認証を継続するか、認証を取り下げるかを判断して頂きます。認証を継続する場合には、移行期間内にサーベイランス審査・更新審査又は臨時審査を実施し、認証取得者が必要な対応を行ったことを確認します。認証を取り下げる場合には、所定の手続きをもって受付いたします。

19. 守秘義務

JARI-RB は、規格又は法令で求められる場合を除き、製品認証活動の過程で得られる申請者/認証取得者の機密保持情報について、申請者/認証取得者の同意がない限り、第三者に開示しない守秘義務を負うものとします。



認証に関するお問い合わせ・お申し込みは下記にお願いします。

一般財団法人 日本自動車研究所 認証センター

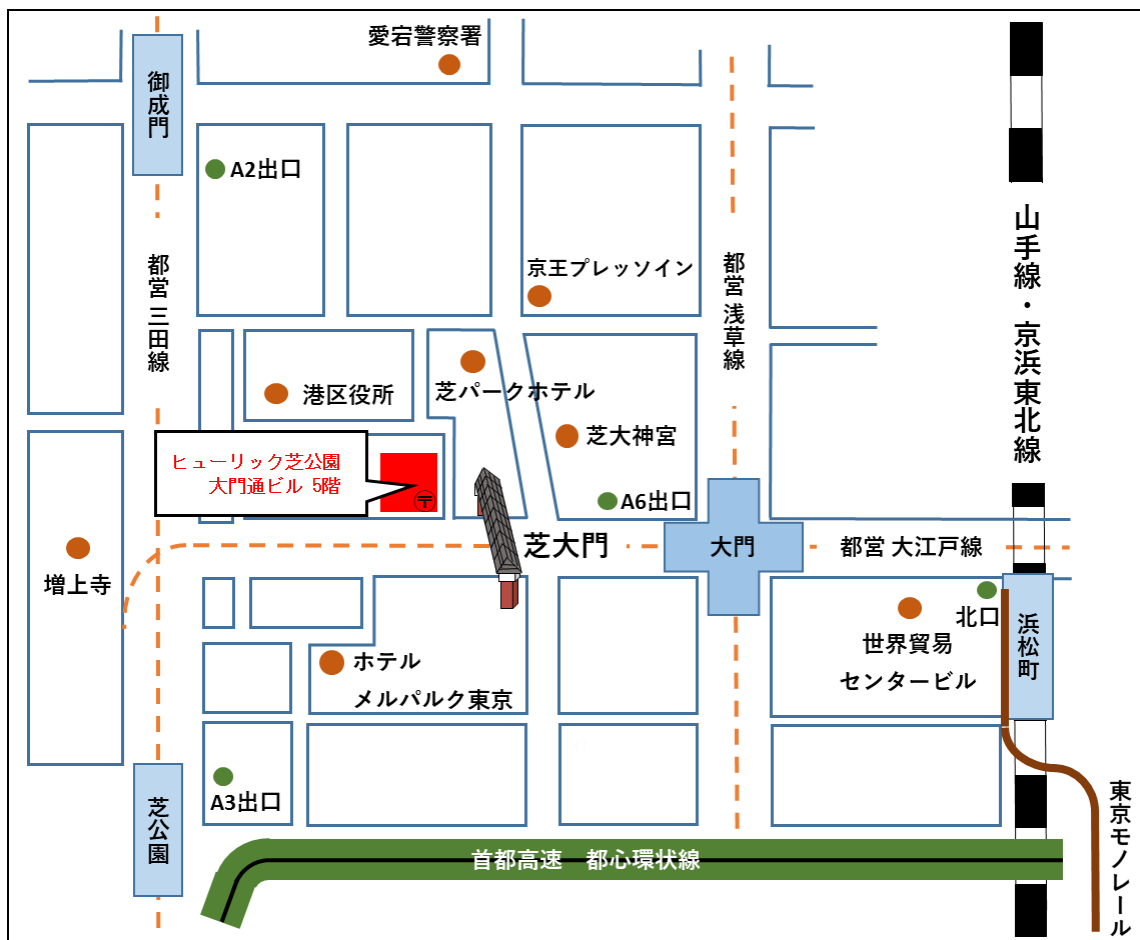
〒105-0011

東京都港区芝公園一丁目8番12号 ヒューリック芝公園大門通ビル 5階

電話 事業部 03(5733)7934

審査部 製品認証 Gr 03(5733)7934

FAX 共通 03(5401)2834



◆最寄駅

都営三田線「御成門」駅

「芝公園」駅

都営浅草線、都営大江戸線「大門」駅

JR線、東京モノレール「浜松町」駅

A2出口 徒歩5分

A3出口 徒歩5分

A4・A6出口 徒歩4分

北口 徒歩8分